令和6年度　公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.1.6	R7.1.7	令和６年度定期購読図書登録一覧表 （建設局）	1	1															建設局 総務部 総務課
2	R7.1.8	R7.1.15	土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調書） 201032-K044 201032-K045 （個人情報を除く）	56	1															建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
3	R7.1.9	R7.1.16	土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調書） 201043-K052 （個人情報を除く）	132	1															建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
4	R6.12.11	R7.1.17	補助第29号線（大崎・戸越）道路予備修正設計及び電線共同溝予備設計 報告書（CGイメージパース部分） 補助第29号線（豊町・西大井・西大井東馬込）道路予備修正設計及び電線共同溝予備設計 報告書（三次元CGパース部分）	15		1								1	1				（第７条第５号及び第６号） 開示する公文書のうち不開示とした部分について、都の内部における検討に関する情報であって、都市計画道路に係る道路構造等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 また、これら混乱により、都市計画事業の円滑で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	建設局 第二建設事務所 工事第一課
5	R7.1.8	R7.1.17	「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定に係る「優先整備区域」の素案作成について（回答）	1	1															建設局 公園緑地部 計画課
6	R7.1.7	R7.1.17	・東京都都市計画道路事業現況図（区部） （令和６年３月31日現在） ・東京都都市計画道路事業現況図（多摩地域） （令和６年３月31日現在）	23	1															建設局 道路建設部 計画課

令和6年度　公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R7.1.7	R7.1.17	・東京都都市計画道路事業現況図（区部） （令和６年３月31日現在） ・東京都都市計画道路事業現況図（多摩地域） （令和６年３月31日現在）	1	1															建設局 道路建設部 計画課
8	R6.12.20	R7.1.20	「平井川生物調査委託（その35）」報告書	1	1															建設局 西多摩建設事務所 工事第二課
9	R6.11.26	R7.1.23	・樹木診断カルテ（日比谷公園ヒマラヤスギ　診断年月日：令和６年10月１日） ・日比谷公園枯損木伐採ほか樹木処理作業状況（2024.11.14～11.19実施）	11		1					1								（第７条第２号） 樹木医の氏名及び作業中の人物の顔写真は個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課
10	R7.1.21	R7.1.27	○○の技術点の配点 道路巡回点検委託（７南西の日野） （単価契約） 契約番号：06-07137	1	1															建設局 道路管理部 保全課
11	R6.12.20	R7.1.27	東京都瑞江葬儀所における火葬料の過去から現在																（東京都情報公開条例第18条第２項） 請求のあった「東京都瑞江葬儀所における火葬料」は、東京都葬儀所条例（昭和21年条例第44号）及び東京都葬儀所条例施行規則（昭和21年規則第47号）で定められており、東京都の条例及び規則は東京都公報で公表されているため、東京都情報公開条例第18条第２項により、却下する。	建設局 公園緑地部 公園課
12	R6.12.20	R7.1.28	31建公公第592号 「東京都霊園条例及び葬儀所条例の一部を改正する条例の立案について（依頼）」 使用料原価計算書（瑞江葬儀所火葬料）	1	1															建設局 公園緑地部 公園課
13	R7.1.23	R7.1.30	建設局○○が受けた研修資料一切 法規等の解釈が出来ず職員として不適切である。				1				1				1				（第７条第２号及び第６号） 個人の職員を指定した研修資料については、当該職員の特定の個人情報に関する情報であり、また、当該職員の人事情報等に該当し、都の人事管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 総務部 職員課

令和6年度　公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「１」を記入しています。
＜（根拠規定）条例７条＞
・一部開示及び不開示について、条例７条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「１」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。